

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	公的給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新富町は、公的給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

宮崎県新富町長

公表日

令和8年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (9)令和7年度新富町物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付金)支給事務 (10)新富町町民生活支援給付金支給事務 (11)新富町基地周辺生活環境影響対策給付金
③システムの名称	臨時給付金・商品券システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

公的給付情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉課、総合政策課、基地対策課
②所属長の役職名	福祉課長、総合政策課長、基地対策課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	新富町総務課 〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地 電話 0983-33-6002
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新富町福祉課 〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地 電話 0983-33-6056
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人でのチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を受け渡す際、事前に暗号化した上で、これを確実に実施したことを複数人で確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [☐] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・人事異動の際には必ず権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限を整理し、適切な運用を行っている。 ・端末が設置してある執務室は開庁時間外は厳重に施錠されているほか、サーバールームも電子施錠をし、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	2021/4/1	2022/4/1	事後	基準日の変更
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	2021/4/1	2022/4/1	事後	基準日の変更
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	2022/4/1	2023/4/1	事後	基準日の変更
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/4/1	2023/4/1	事後	基準日の変更
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和 5年4月1日	令和 6年4月1日	事後	基準日の変更
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和 5年4月1日	令和 6年4月1日	事後	基準日の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、特定公的給付の支給を実施する。子育て世帯や住民税非課税世帯等に対し臨時・特別の一時金を支給する。 ・子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付金) ・子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和3年度新富町子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)支給事務【令和5年3月31日終了】 (2)令和3年度新富町住民税均等割世帯に対する臨時特別給付金支給事務【令和5年3月31日終了】 (3)令和4年度新富町子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)支給事務【令和5年3月31日終了】 (4)令和5年度新富町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務【令和6年3月31日終了】 (5)令和5年度新富町物価高騰対応重点支援給付金支給事務 (6)令和6年度新富町物価高騰対応重点支援給付金(調整給付金)支給事務 (7)令和6年度新富町物価高騰対応重点支援給付金(低所得者支援給付金)支給事務	事後	
令和6年11月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 100の項及び101の項 番号表別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条及び第74条	番号法第9条第1項 別表 134, 135の項 番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令 第73条及び第74条	事後	番号法の一部改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号利用法第19条第8号 別表第二 121の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の4 【情報提供】 番号利用法第19条第8号 別表第二 121の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の4	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項	事後	番号法の一部改正
令和6年11月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和 6年4月1日	令和 6年11月1日	事後	基準日の変更
令和6年11月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和 6年4月1日	令和 6年11月1日	事後	基準日の変更
令和6年11月13日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		大為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人でのチェックを行っている。 ・ 特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・ 特定個人情報を受け渡す際、事前に暗号化した上で、これを確実に実施したことを複数人で確認している。	事後	新様式への移行に伴うもの
令和6年11月13日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [特に力を入れている] 判断の根拠 ・ 人事異動の際には必ず権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限を整理し、適切な運用を行っている。 ・ 端末が設置してある執務室は開庁時間外は厳重に施錠されているほか、サーバールームも電子施錠をし、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。	事後	新様式への移行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 134, 135の項 番号表別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第73条及び第74条	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条	事後	番号法の一部改正
令和7年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 令和3年度新富町子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)支給事務【令和5年3月31日終了】 (2) 令和3年度新富町住民税均等割世帯に対する臨時特別給付金支給事務【令和5年3月31日終了】 (3) 令和4年度新富町子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)支給事務【令和5年3月31日終了】 (4) 令和5年度新富町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務【令和6年3月31日終了】 (5) 令和5年度新富町物価高騰対応重点支援給付金支給事務 (6) 令和6年度新富町物価高騰対応重点支援給付金(調整給付金)支給事務 (7) 令和6年度新富町物価高騰対応重点支援給付金(低所得者支援給付金)支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 令和3年度新富町子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)支給事務【令和5年3月31日終了】 (2) 令和3年度新富町住民税均等割世帯に対する臨時特別給付金支給事務【令和5年3月31日終了】 (3) 令和4年度新富町子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)支給事務【令和5年3月31日終了】 (4) 令和5年度新富町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務【令和6年3月31日終了】 (5) 令和5年度新富町物価高騰対応重点支援給付金支給事務【令和6年6月31日終了】 (6) 令和6年度新富町物価高騰対応重点支援給付金(調整給付金)支給事務【令和6年11月終了】 (7) 令和6年度新富町物価高騰対応重点支援給付金(低所得者支援給付金)支給事務【令和6年11月30日終了】 (8) 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(非課税世帯・子ども加算)の支給事務【令和7	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和 6年11月1日	令和 7年11月1日	事後	基準日の変更
令和7年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和 6年11月1日	令和 7年11月1日	事後	基準日の変更
令和8年1月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報に次の事務で取り扱う。 (1)令和3年度新富町子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)支給事務【令和5年3月31日終了】 (2)令和3年度新富町住民税均等割世帯に対する臨時特別給付金支給事務【令和5年3月31日終了】 (3)令和4年度新富町子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)支給事務【令和5年3月31日終了】 (4)令和5年度新富町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務【令和6年3月31日終了】 (5)令和5年度新富町物価高騰対応重点支援給付金支給事務【令和6年6月31日終了】 (6)令和6年度新富町物価高騰対応重点支援給付金(調整給付金)支給事務【令和6年11月終了】 (7)令和6年度新富町物価高騰対応重点支援給付金(低所得者支援給付金)支給事務【令和6年11月30日終了】 (8)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(非課税世帯・こども加算)の支給事務【令和7年8月31日終了】	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報に次の事務で取り扱う。 (1)令和3年度新富町子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)支給事務【令和5年3月31日終了】 (2)令和3年度新富町住民税均等割世帯に対する臨時特別給付金支給事務【令和5年3月31日終了】 (3)令和4年度新富町子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)支給事務【令和5年3月31日終了】 (4)令和5年度新富町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務【令和6年3月31日終了】 (5)令和5年度新富町物価高騰対応重点支援給付金支給事務【令和6年6月31日終了】 (6)令和6年度新富町物価高騰対応重点支援給付金(調整給付金)支給事務【令和6年11月終了】 (7)令和6年度新富町物価高騰対応重点支援給付金(低所得者支援給付金)支給事務【令和6年11月30日終了】 (8)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(非課税世帯・こども加算)の支給事務【令和7年8月31日終了】	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報に次の事務で取り扱う。 (1) 令和3年度新富町子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)支給事務【令和5年3月31日終了】 (2) 令和3年度新富町住民税均等割世帯に対する臨時特別給付金支給事務【令和5年3月31日終了】 (3) 令和4年度新富町子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)支給事務【令和5年3月31日終了】 (4) 令和5年度新富町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務【令和6年3月31日終了】 (5) 令和5年度新富町物価高騰対応重点支援給付金支給事務【令和6年6月31日終了】 (6) 令和6年度新富町物価高騰対応重点支援給付金(調整給付金)支給事務【令和6年11月終了】 (7) 令和6年度新富町物価高騰対応重点支援給付金(低所得者支援給付金)支給事務【令和6年11月30日終了】 (8) 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(非課税世帯・こども加算)の支給事務【令和7年8月31日終了】	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報に次の事務で取り扱う。 (9) 令和7年度新富町物価高騰対応重点支援給付金(不足額給付金)支給事務 (10) 新富町町民生活支援給付金支給事務 (11) 新富町基地周辺生活環境影響対策給付金	事前	特定公的給付の追加に伴う変更
令和8年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	特定公的給付の追加に伴う変更
令和8年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和 7年11月1日	令和8年8月31日	事前	基準日の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和 7年11月1日	令和8年8月31日	事前	基準日の変更